

(仮称) 郡山市子どもに関する条例 (案)

パブリックコメント関係資料



平成29年11月27日

郡山市

目次

1	社会的背景	P. 1
2	条例制定の目的	P. 1
3	パブリックコメント手続の実施	P. 1
4	条例制定までの経緯と今後の予定	P. 2
5	(仮称) 郡山市子どもに関する条例(案)の概要	P. 3
	(1) 条例の構成趣旨	P. 3
	(2) 子どもへの支援に関するイメージ	P. 3
	(3) 条例の構成図	P. 4
	(4) (仮称) 郡山市子どもに関する条例(案)の主な項目	P. 5
6	(仮称) 郡山市子どもに関する条例制定に至る現状	P. 8
	(1) 子ども・子育て関連法制の主な変遷	P. 8
	(2) 福島県の動向	P. 9
	(3) 他自治体の動向	P. 9
	(4) 郡山市の子どもを取り巻く現状	P. 9
	(5) 子どもへのアンケート調査結果(抜粋)	P. 10
	(6) 子どもの自立と健やかな成長に向けて	P. 12

- 意見募集期間：平成29年11月27日(月)から平成29年12月26日(火)まで
- 意見提出方法：持参、郵送、FAX、電子メール、簡易電子申請
※所定の様式又は任意の様式に、住所、氏名、電話番号を明記の上、提出してください。
※郵送の場合は、12月26日(火)当日消印有効です。

【簡易電子申請QRコード】



- 意見を提出できる方
 - (1) 郡山市内に住所を有する方
 - (2) 郡山市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 郡山市内にある事務所又は事業所に勤務する方
 - (4) 郡山市内にある学校に在学する方
 - (5) 「(仮称) 郡山市子どもに関する条例(案)」に利害関係を有する方
- 意見提出先(お問合せ先)：〒963-8601(住所記載不要) 郡山市こども部 こども未来課
電話：024-924-3801 FAX：024-924-3802
電子メール：kodomomirai@city.koriyama.fukushima.jp
※提出された御意見に対する個別の回答は行わず、御意見に対する市の考え方を示し、別途ウェブサイト等で公表します。なお、御意見の内容以外(住所・氏名等)は公表しません。

1 社会的背景

近年、日本では、人口減少や少子化といった社会構造の変化に加え、スマートフォンの普及等による情報通信技術の発達、核家族化等の家庭形態の変化、共働きの増加等の就労形態の変化、地域コミュニティの希薄化による子育て世代の社会的孤立化など、子どもを取り巻く環境が急速に変化してきたことにより、子どもに関する課題が多様化しております。

これまで、国においては、平成6年に虐待や差別などにより子どもの人権が侵害されないよう保障する「児童の権利に関する条約」を批准するとともに、子どもに関する様々な課題に対応するために法整備を進めてきました。

近年、制定された法律の例としては、社会生活を営むことが困難な子どもへの自立支援等を図るために制定された「子ども・若者育成支援推進法」（平成22年）、いじめが教育を受ける権利を侵害する事案であることを明記した「いじめ防止対策推進法」（平成25年）、子どもが生まれ育った環境によって将来が左右されないよう適切に支援する「子どもの貧困対策推進法」（平成26年）等があり、平成28年には、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることを明確にするために、児童福祉法第1条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記する改正も行われました。

しかし、このような法整備が行われているにもかかわらず、全国の児童相談所に寄せられる相談件数や全国の学校でのいじめ認知件数は年々増加傾向にあるとともに、虐待による死亡事件やいじめが原因と思われる自死が後を絶たないなど、子どもに関する課題は依然として山積しています。

2 条例制定の目的

本市における現状を見てみると、東日本大震災以降、大幅に減少した総人口が徐々に震災前の水準に戻りつつある一方で、18歳未満の子どもの人口は年々減少傾向にあります。

他方では、いじめの認知件数及び虐待等により保護者に監護させることが不適切な子ども、いわゆる「要保護児童」の人数が年々増加しています。

本市においては、国の法整備に伴い、様々な子どもへの支援を実施していますが、子どもに関する課題は依然として解決しきれない現状にあります。

この現状を改善するためには、地域社会において子どもの人権が尊重され、子ども自らが自己肯定感を持つとともに、他者に対する思いやりの心を持った豊かな人間性と社会性を有し、社会の一員として自立できるようになることが重要であると考えます。

そして、次代を担う子どもたちの育成には、子どもを取り巻く大人がそれぞれの立場から互いに協力・連携してサポートしていくことが必要不可欠です。

本市では、この理念を社会全体で共有し、郡山の子どもたちが健やかに成長し、自立できる社会を実現するために「(仮称) 郡山市子どもに関する条例」を制定することとしました。

3 パブリックコメント手続の実施

(仮称) 郡山市子どもに関する条例（以下「条例」という。）を制定するにあたり、子どもたちへのアンケート調査を実施するとともに、有識者で構成する「郡山市子ども・子育て会議」において専門的見地から条例制定に向けた審議を重ね、条例制定に係る提言を受けました。

これらを踏まえ、この度、条例の素案を取りまとめましたので、広く皆様からの条例及びその名称に対する御意見を募集します。

(1) アンケート調査の概要

条例の主役となる子どもたちが、いま何を思っているのかを聴くために、小学5年生、中学2年生、高校2年生の約3,000人とその学校を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 「郡山市子ども・子育て会議」における主な審議内容（意見等）

ア 条例制定後、市民等にいかに浸透させていくかが重要である。

イ 子どもの人権について広く周知していく必要がある。

ウ 人間性の育成には、心豊かに育つような施策の充実が必要である。

※「郡山市子ども・子育て会議」とは、本市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関して調査審議する機関です。

4 条例制定までの経緯と今後の予定

年月日		内容
平成 26 年	3月 25 日	郡山市子ども・子育て会議において、子どもの権利等を保障する条例制定について議論すべきとの提案がある。
	9月 1 日	郡山市子ども・子育て会議において、他自治体の子どもに関する条例の内容について審議し、委員間の共通認識を図る。
平成 27 年	1月 20 日	郡山市子ども・子育て会議内に「子どもの権利条例分科会」を設置する。
	3月 27 日	子どもの権利条例分科会への委員配属について決定する。
	6月 3 日	子どもの権利条例分科会において、他自治体の制定状況や条例の種類等について意見交換を行い、共通認識を図る。
	9月 10 日	子どもの権利条例分科会において、(仮称)郡山市子どもに関する条例制定に係る提言案の骨子について審議する。
	12月 17 日	
平成 28 年	2月 12 日	郡山市子ども・子育て会議において、(仮称)郡山市子どもに関する条例制定に係る提言案の骨子について審議する。
	9月 26 日	郡山市子ども・子育て会議委員改選に伴い、現在までの経過について説明をし、委員間の情報共有を図る。
平成 29 年	1月 30 日	郡山市子ども・子育て会議において、子どもに意見を聴くアンケート調査の実施について審議する。
	2月 6 日～15 日	小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生、約 3,000 人及びその施設にアンケート調査を実施する。
	3月 21 日	郡山市子ども・子育て会議において、子どもに意見を聴くアンケート調査結果について審議する。
	5月 25 日	子どもの権利条例分科会において、(仮称)郡山市子どもに関する条例制定に係る提言案について審議する。
	6月 7 日	郡山市子ども・子育て会議において、(仮称)郡山市子どもに関する条例制定に係る提言案について決定する。
	6月 9 日	郡山市子ども・子育て会議から市に対し(仮称)郡山市子どもに関する条例制定に係る提言書が提出される。
	10月 19 日	郡山市子ども・子育て会議に対し、条例素案について説明し、意見を伺う。(1回目)
	11月 7 日	郡山市子ども・子育て会議に対し、条例素案について説明し、意見を伺う。(2回目)
	11月 27 日～ 12月 26 日	パブリックコメントを実施する。
平成 30 年	1 月	条例案を決定する。
	2 月～	3 月定例会へ条例案を上程する。
	4 月～	条例を施行する。

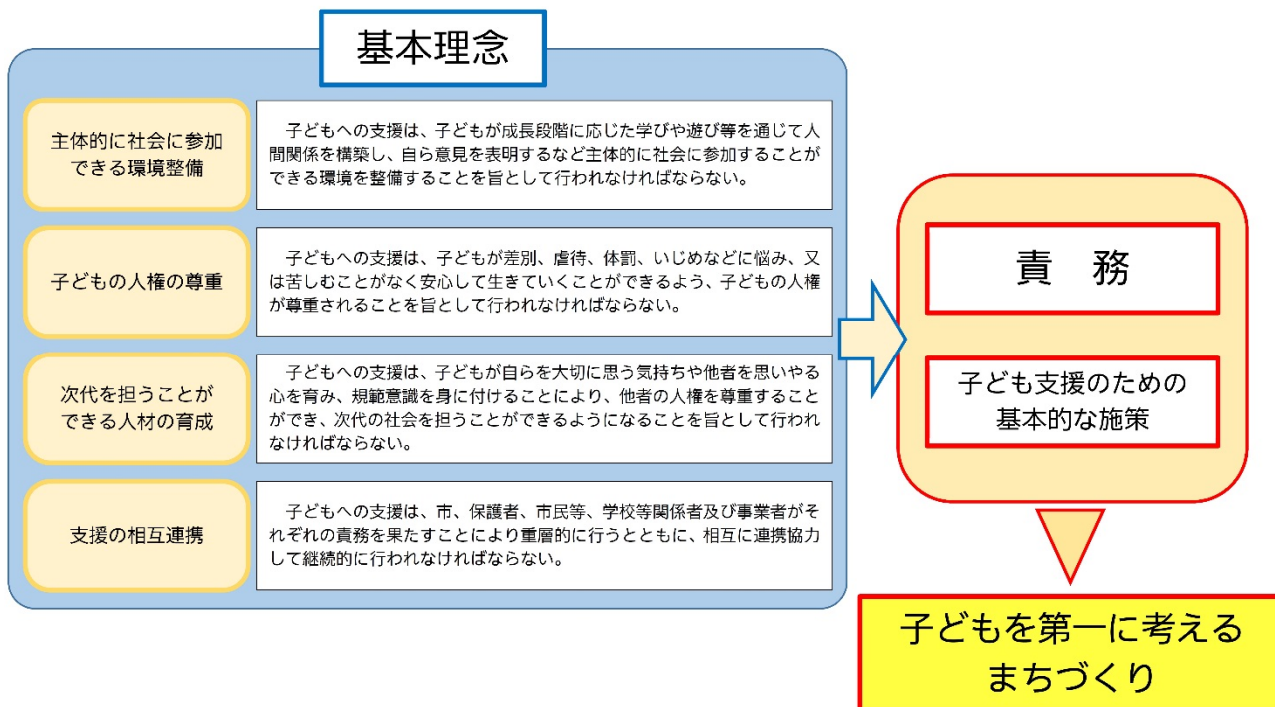
※網掛け部分は今後の予定です。

5 (仮称) 郡山市子どもに関する条例 (案) の概要

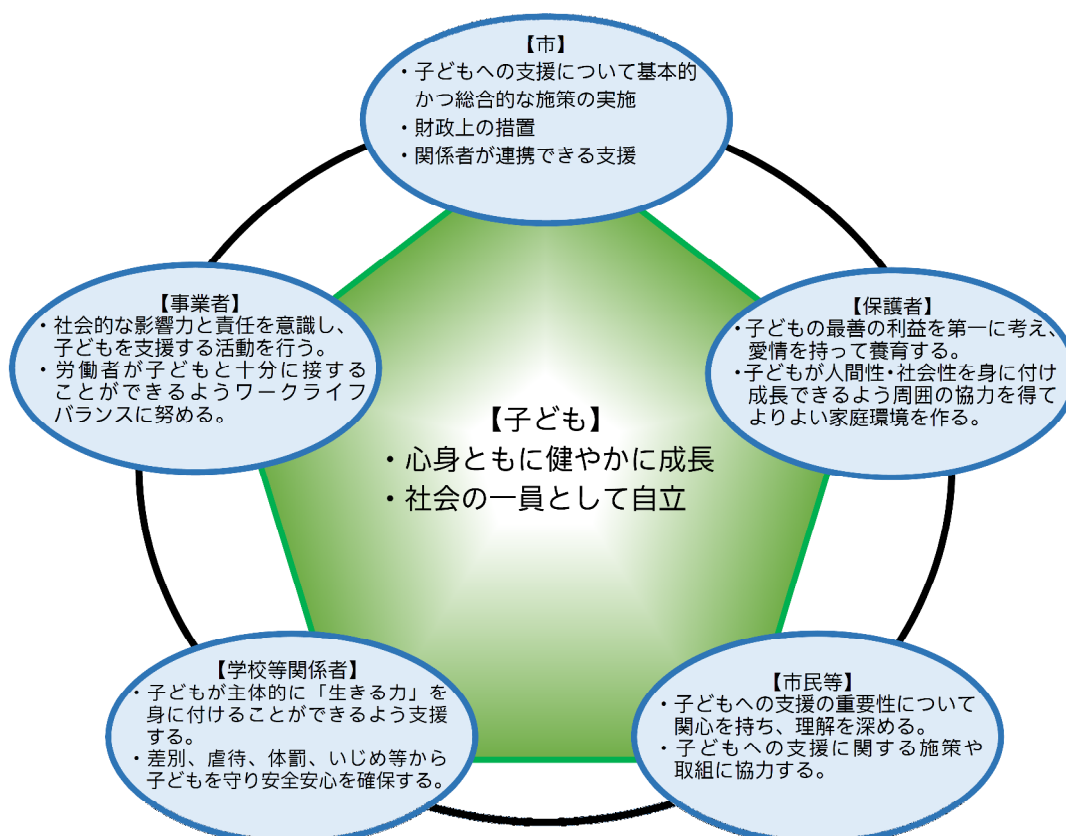
(1) 条例の構成趣旨

本市では、条例の目的を達成するためには、子どもが豊かな人間性と社会性を身に付け、社会の一員として自立していくこと、自らの権利について大切に考え、他者の権利を尊重できるよう成長すること、地域社会は互いに協力しながら、子どもの成長を支援することが重要であると考え、4つの基本的な考え方を定めます。

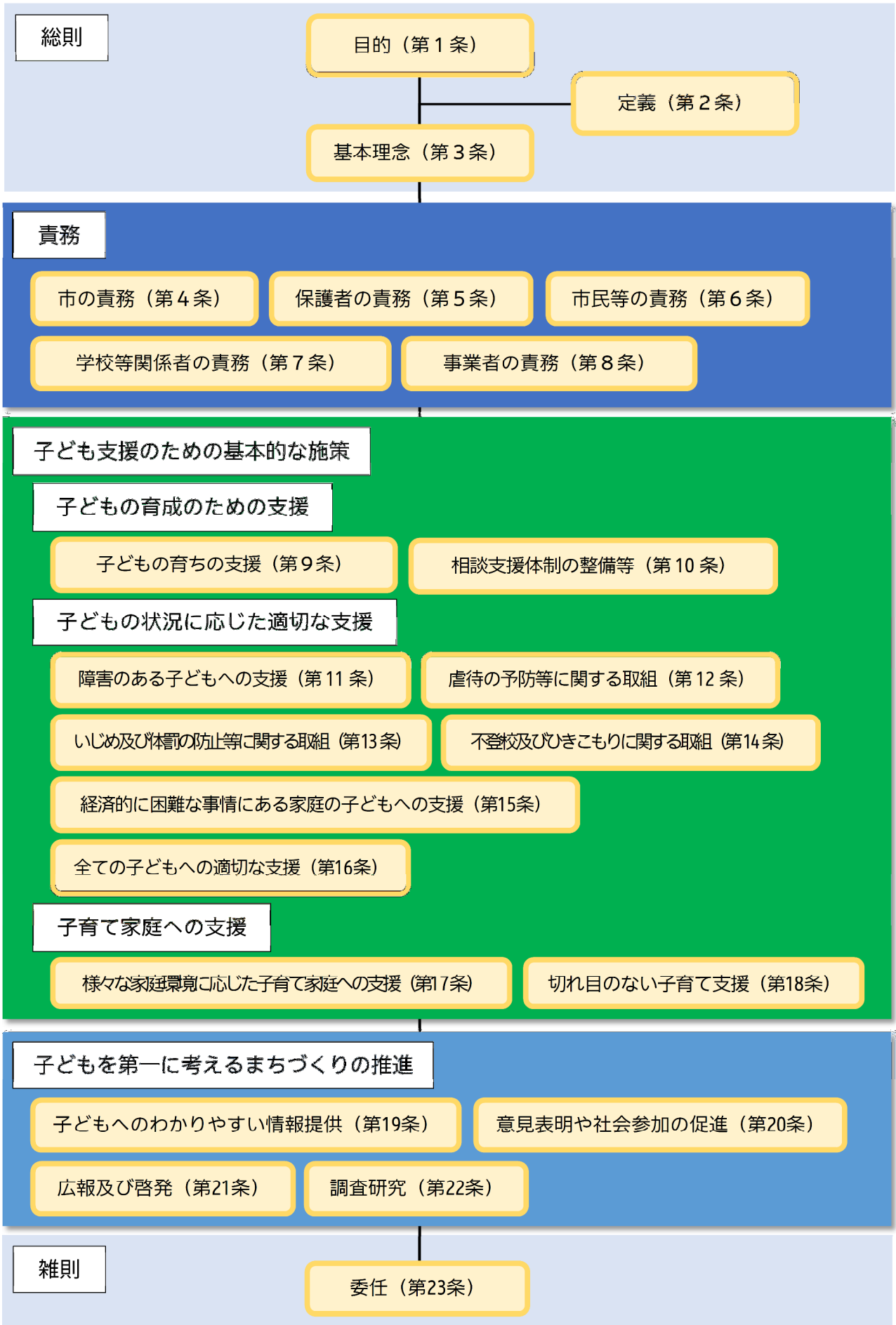
また、それらを、子どもを取り巻く大人たちの責務と市が実施する子ども支援のための基本的な施策に包括的に反映させ、「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進します。



(2) 子どもへの支援に関するイメージ



(3) 条例の構成図



(4) (仮称) 郡山市子どもに関する条例 (案) の主な項目

子どもに関する条例制定の目的 (第1条)

本市は、未来を担う子どもたちを第一に考えた事業を行政の中心に据え、子どもと女性が生きいきと輝き、子育てを大切に「子本主義」という考えのもと、様々な子どもへの支援を実施しています。

また、地域の方々も、それぞれの立場で子どもへの支援に携わっています。

本条例では、子どもの人権の尊重及び子どもへの支援に関する施策の更なる充実を図るため、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることなどを規定している「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを支援するための基本理念を定め、その基本理念に基づき、子どもを取り巻く大人たちがそれぞれに果たすべき責務を明確にしています。

そして、それぞれがその責務を認識し、子どもたちへの支援を実施していくとともに、その支援を確かなものとするにより、子どもを第一に考えるまちづくりを推進させ、「子どもが健やかに成長し自立できる社会」を実現することを目的とします。

子どもへの支援の基本理念 (第3条)

条例の目的を達成するために、本市における子どもへの支援についての根本的な考え方(方針)を基本理念として以下のとおり定めます。

【子どもが育つ環境の整備】

子どもが自立していくためには、子どもを取り巻く大人たちのサポートが必要です。

成長段階に応じた学びや遊びを通じて、子どもたちが様々な世代の人々とよりよい人間関係を築くことで、子どもは地域社会に溶け込むことができ、自らが社会の一員であることを自覚できるようになります。

また、子どもの意見が地域社会に反映されることで、自らが社会の一員であることをより実感でき、自立を促すことができることから、子どもが主体的に社会に参加できる環境の整備を行います。

【子どもの人権の尊重】

子どもは権利の主体であり、その権利が侵害されることはあってはなりません。

子どもの基本的人権は、日本国憲法や児童の権利に関する条約等により保障されていますが、近年、重大な人権侵害である虐待等の認知件数が増加しています。

まわりの大人たちは、子どもが一人の権利を持った人間であることを認識し、これらの事案に巻き込まれて悩み、苦しみ、心身の健やかな成長が妨げられないよう子どもの人権を尊重します。

【次代を担うことができる人材の育成】

子どもが自立していくためには、「自分は生きていく価値がある、誰かに必要とされている」と、自らの価値を大切に考え存在意義を肯定する「自己肯定感」を持つことが重要です。

また、自分だけでなく他者も同じく大切に考えることで「思いやりの心」が生まれ、豊かな人間性が育まれます。

併せて、順番を守る、人と協力するといった社会的なルールを身に付けることで、他者の人権を尊重することができるようになるとともに、自律することができるようになり、豊かな社会性が育まれます。

子どもを取り巻く大人たちには、子どもが豊かな人間性と社会性を持ち、郡山の将来を担う存在となれるよう育成していく責務があります。

【支援の相互連携】

これまで、市や地域の方々を実施してきた様々な子どもへの支援をより効果的に実施するためには、家庭はもとより、行政、地域、学校、企業がそれぞれの特性を活かしながら連携する必要があります。

また、子どもに関する様々な課題を解決するためには、地域社会全体で相互に連携しながら、子どもの成長段階に応じて切れ目なく継続的に支援する必要があります。

責務の明確化（第4条～第8条）

子どもに関する様々な法令には、市や保護者の責務について規定されているものがあります。

しかし、子どもへの支援については、地域社会全体の連携が必要であることから、子どもを取り巻く大人たちを、市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者に分類し、本条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、それぞれが負うべき責務を定めます。

【市】

全ての子どもに対する支援について、基本的な施策だけでなく総合的な施策を実施します。

また、子どもへの支援について予算の範囲内において必要な財政上の措置をするとともに、地域社会全体が相互に連携・協力し、子どもへの支援が円滑に実施できるよう支援します。

【保護者】

「子どもにとって何が一番幸せか」を常に考え、愛情をもって接することで、子どもに安心感や自己肯定感を与えることにより、子どもが健やかに成長できるよう見守り、育てます。

また、子どもにとって育ちの基盤となる家庭において、子どもが豊かな人間性と社会性を身に付けることができるように、よりよい環境づくりをします。

【市民等】

子育て・子育てが家庭だけではなく地域社会全体の課題であることを認識し、それぞれが行える子どもへの支援に関心を寄せ、理解を深めるとともに、積極的に協力します。

【学校等関係者】

子どもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します。

また、学校等において子どもが差別、虐待、体罰、いじめ等の重大な人権侵害に遭わないように守り、様々な面から子どもが安全に安心して学校生活を送れるようにします。

【事業者】

事業者は社会に与える影響力が強く、地域社会全体の子育て・子育てに関する関心や意識の向上、子育て世代の安心感の醸成等には必要不可欠な存在であることから、仕事と生活の両立（ワークライフ・バランス）をはじめとする子どもの健やかな成長につながる支援を積極的に実施するとともに、地域の方々を実施する子どもへの支援に対して協力します。

子どもを支援するための基本的な施策（第9条～第18条）

市がこれまで実施してきた様々な施策をはじめ、更なる子どもへの支援の充実を図るために取り組むべき基本的な施策について、子どもの育成のための支援、状況に応じた適切な支援、家庭への支援に分類して定めます。

【子どもの育成のための支援】

近年、子どもが事故や犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

子どもが健やかに成長するためには、ハード・ソフトの両面から総合的に課題を捉え、あらゆる危険から子どもを守る必要があることから、市は、子どもが安全に安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、子どもが地域社会の一員として自立できるよう、豊かな人間性と社会性を育み、子どもの主体的な活動を支援する施策を実施します。

また、保護者やその家族が抱える子どもに関する問題は、妊娠、出産、育児、友人関係、進路など、子どもの成長段階によって内容や悩みが変化します。

これらの問題や悩みを総合的に相談できる体制を築くとともに、子ども自身が安心して様々な悩みを相談できる体制を整えます。

【状況に応じた適切な支援】

子どもが健やかに成長し自立するためには、子どもが抱える問題と向き合い、個々の状況を見極めた上で適切な対応をする必要があります。

近年クローズアップされているように、子どもが抱える問題は多様化しており、特に差別、虐待、体罰、いじめといった重大な人権侵害に関する事案や、ひきこもり・不登校の問題、経済的な事情による格差の問題については喫緊の課題です。

市は、これらの問題に加え、新たな問題に対しても適切に対応できるよう幅広い支援を実施します。

【家庭への支援】

子どもが健やかに成長し自立するためには、子どもへの直接的な支援だけでなく、子育て・子育ての基盤となる家庭への支援が不可欠です。

近年、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加、子育て世代の社会的孤立など、家族形態及びこれらを取り巻く環境が大きく変化しています。

市は、子どもが安心して生活できるように個々の状況を見極め、地域社会と連携し、家庭環境に応じた幅広い支援を実施します。

また、子育ての段階や状況における様々な不安を取り除き、家庭内における虐待等を予防することで、市民が安心して子どもを生み、育てることができ、子ども自身が健やかに成長することができるようにするため、妊娠、出産、育児など、それぞれの段階や状況に応じたきめ細やかな、切れ目のない支援を実施します。

子どもを第一に考えるまちづくりの推進（第19条～第22条）

本市が掲げる「子どもを第一に考えるまちづくり」とは、子どもが豊かな人間性と社会性を身に付けながら健やかに成長し、社会の一員として自立できるように地域社会が連携して支援を行っていくまちづくりです。

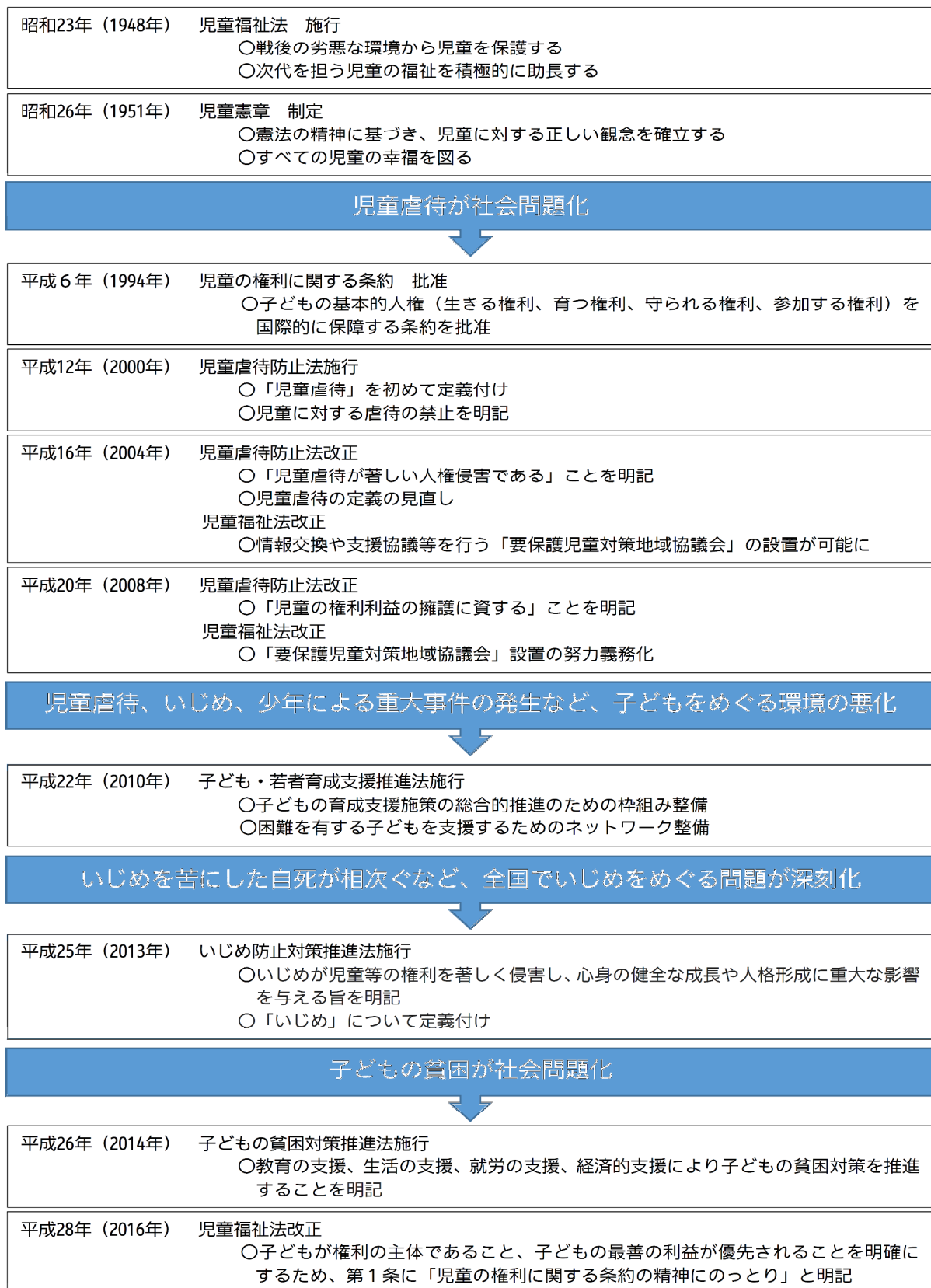
そのためには、子ども自身が市や地域社会で実施している支援策等について理解し、自らの意見を形成できるように、子どもたちに分かりやすく情報を伝える必要があります。

そして、子どもたちが自分の考えや意見を表明するなど、社会に積極的に参加できる機会を確保するとともに、地域社会は子どもたちの意見を尊重し、子どもの主体的な社会活動を支援することが大切です。

これらの取組みを地域社会が連携して行っていくためには、子どもを取り巻く大人たちが関心を寄せ、理解を深めることが重要であるため、市では積極的に広報や啓発活動を行っていきます。

また、市は、施策の推進に関して必要に応じて調査・研究を行い、より効果的な取組みを実施していきます。

(1) 子ども・子育て関連法制の主な変遷



- ・子どもの人権に対する関心が高まっている。
- ・多様化する子どもに関する課題の解決が望まれている。

(2) 福島県の動向

平成22年 (2010年)	子育てしやすい福島県づくり条例制定 ○基本理念に子どもの権利及び利益を尊重するよう明記 ○県として取り組む子育て支援に関する基本的施策を規定
平成25年 (2013年)	子育てしやすい福島県づくり条例改正 ○前文と基本理念に震災に関する内容を追記

(3) 他自治体の動向

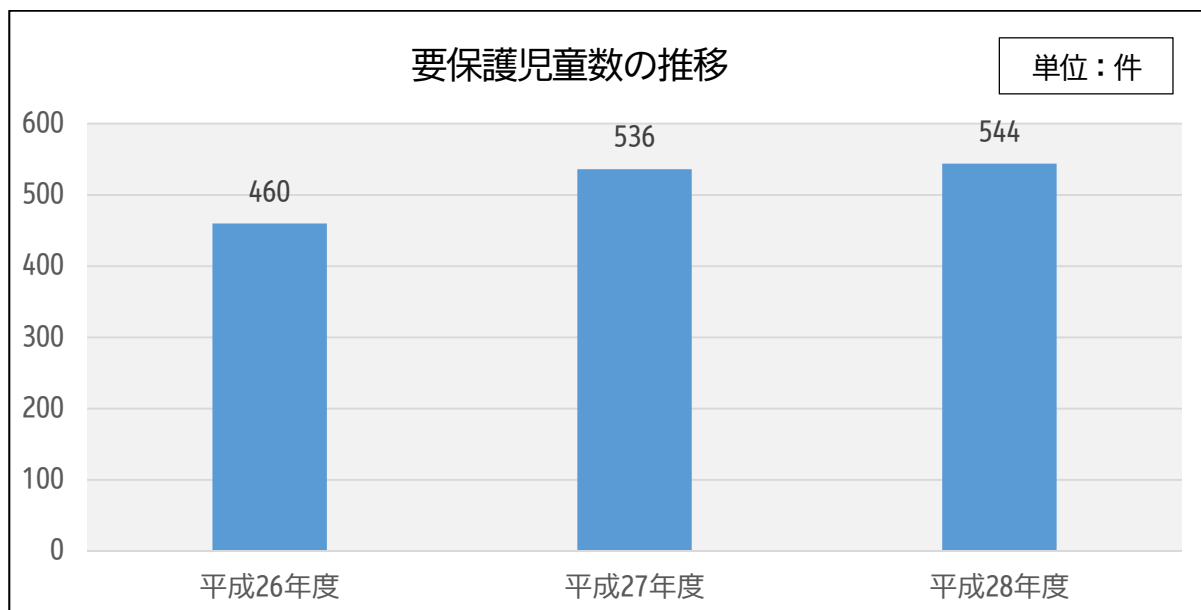
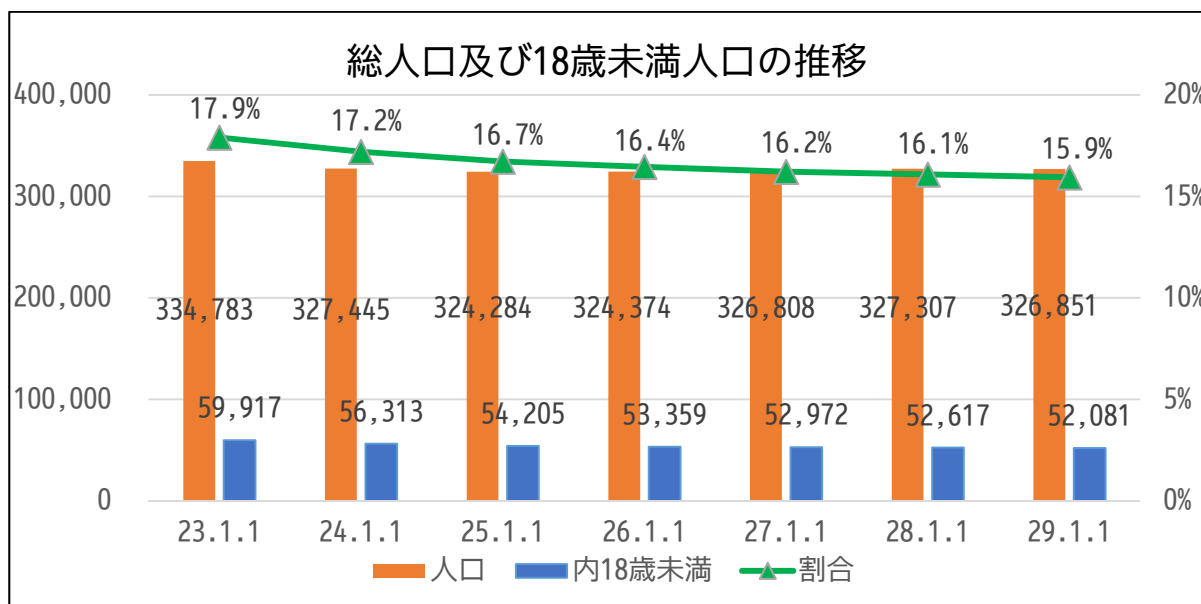
【子どもの権利について、何らかの条例を設置している自治体】

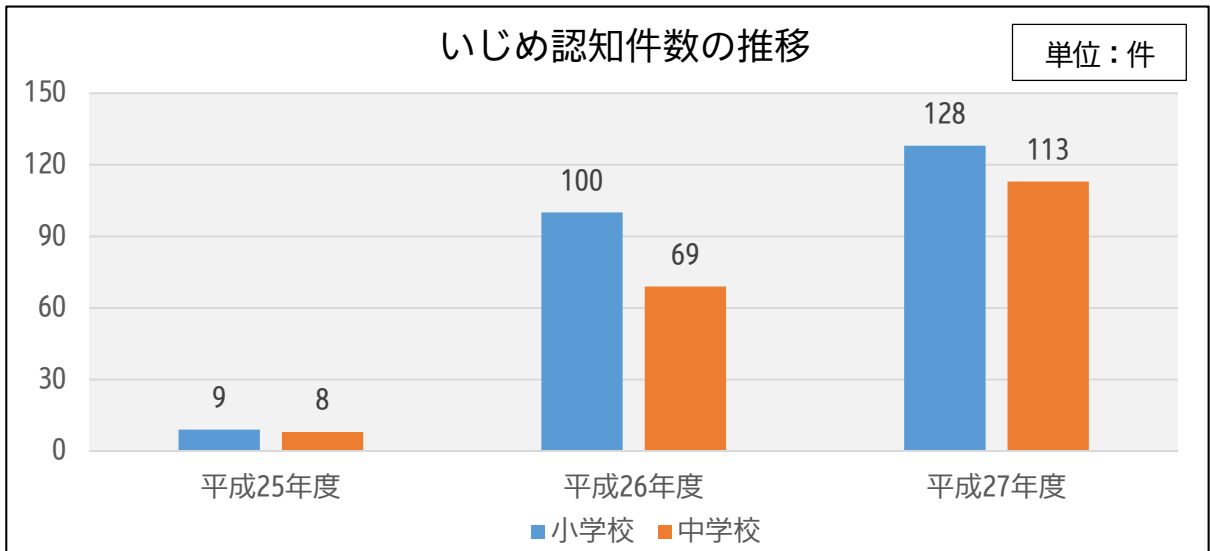
26 道府県、116 市区町村（うち中核市 24 市）が制定

※県内市町村における動向

小野町：小野町こどもすこやか育成支援条例（平成 19 年施行）

(4) 郡山市の子どもを取り巻く現状

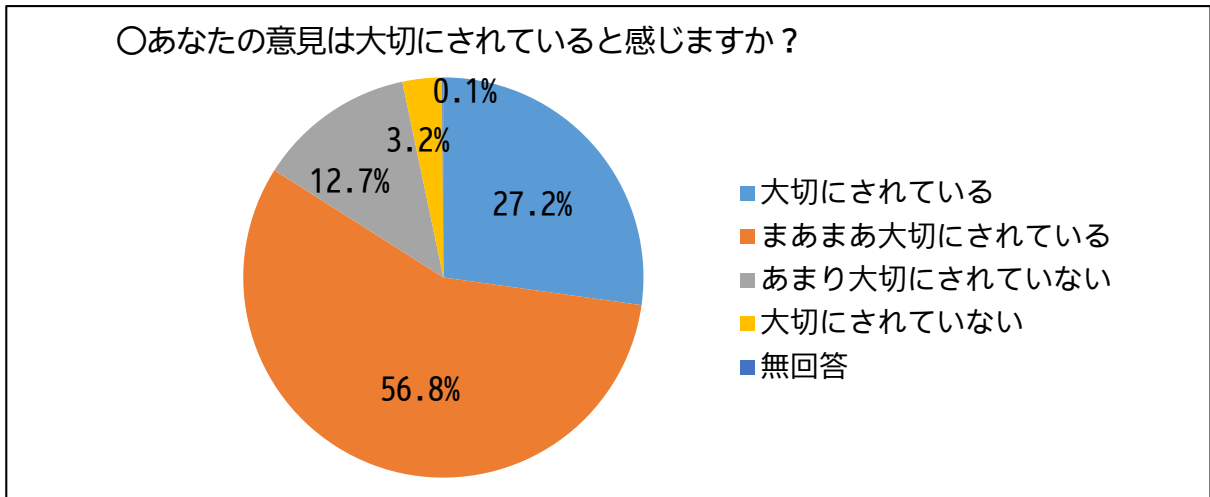




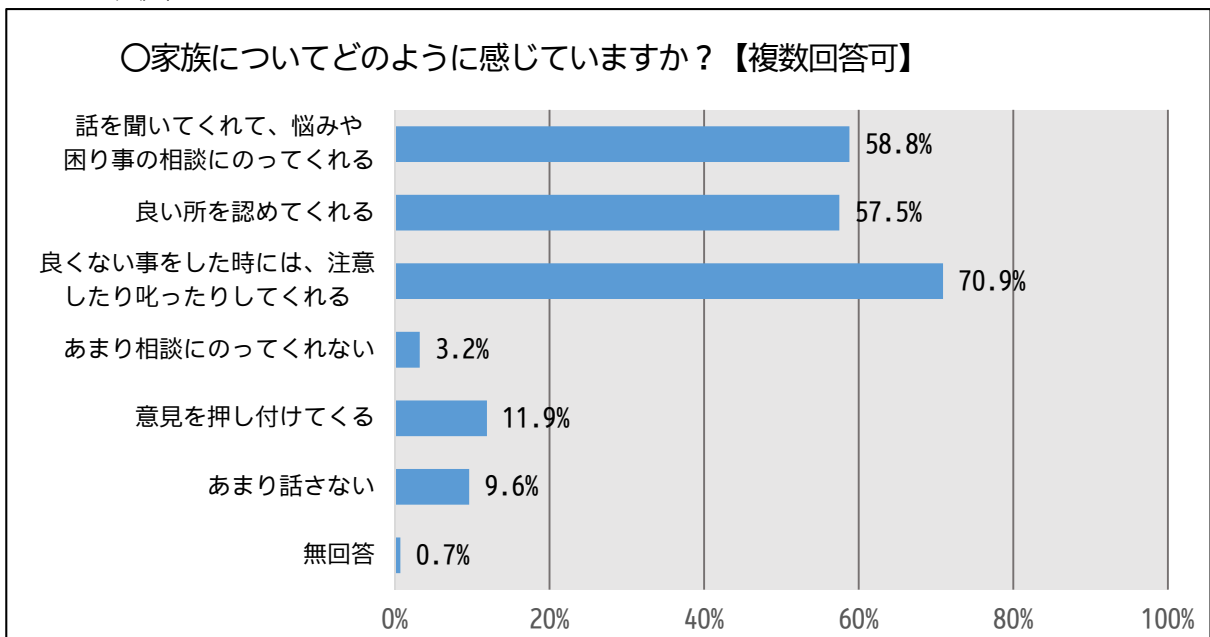
※平成26年度から、初期段階のいじめや、ごく短期間で解消したいじめについても認知件数に計上することとなったため、件数が大幅に増加しております。

(5) 子どもへのアンケート調査結果 (抜粋)

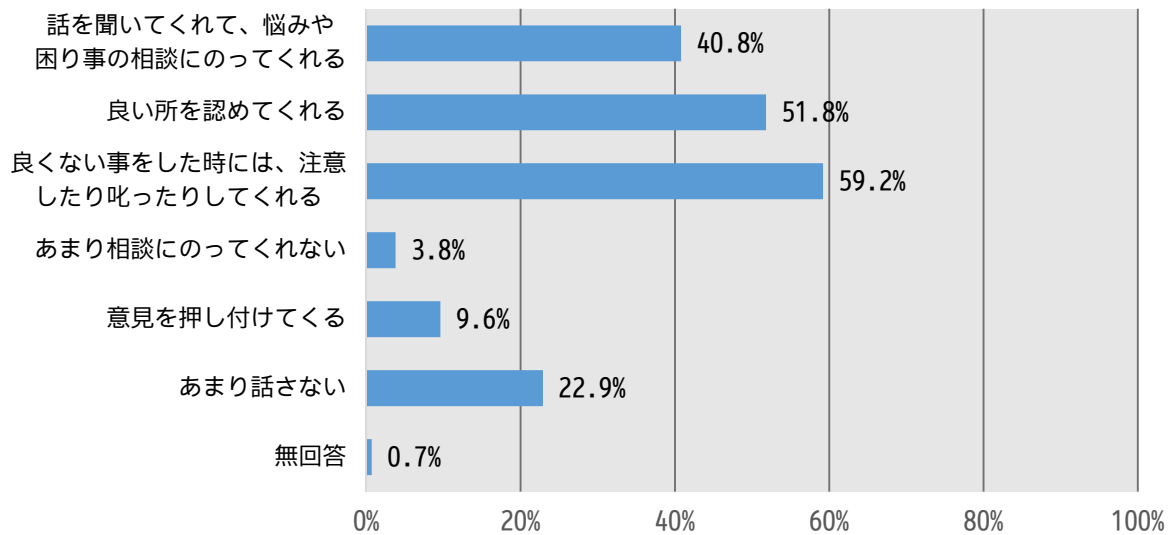
ア 自分について



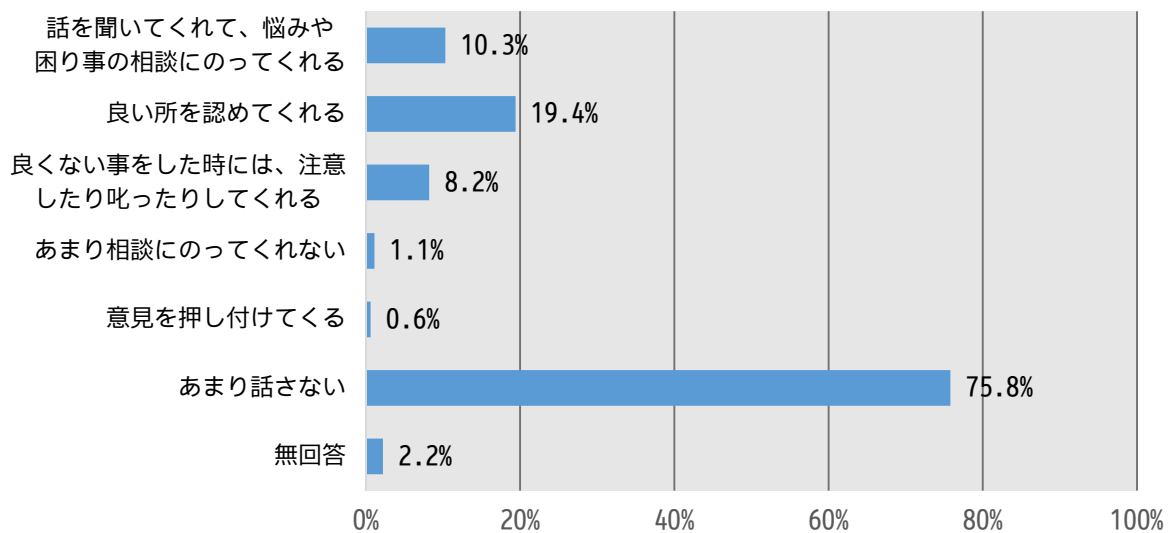
イ まわりの大人について



○学校の先生についてどのように感じていますか？【複数回答可】

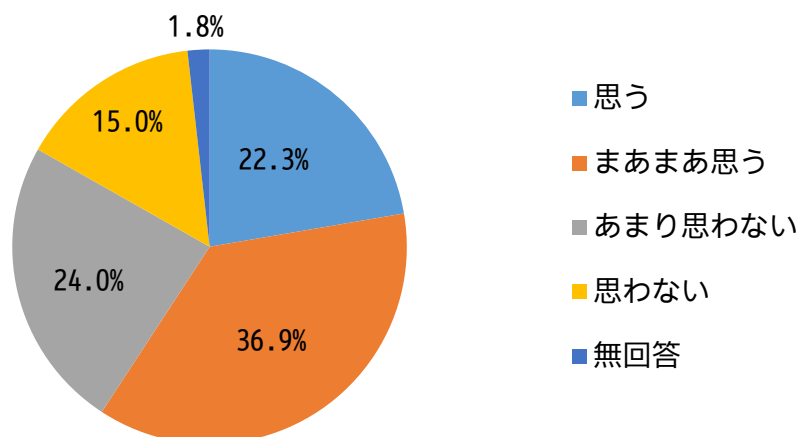


○近所の人についてどのように感じていますか？【複数回答可】



ウ 郡山市について

○大人になっても郡山市に住み続けたいと思いますか？

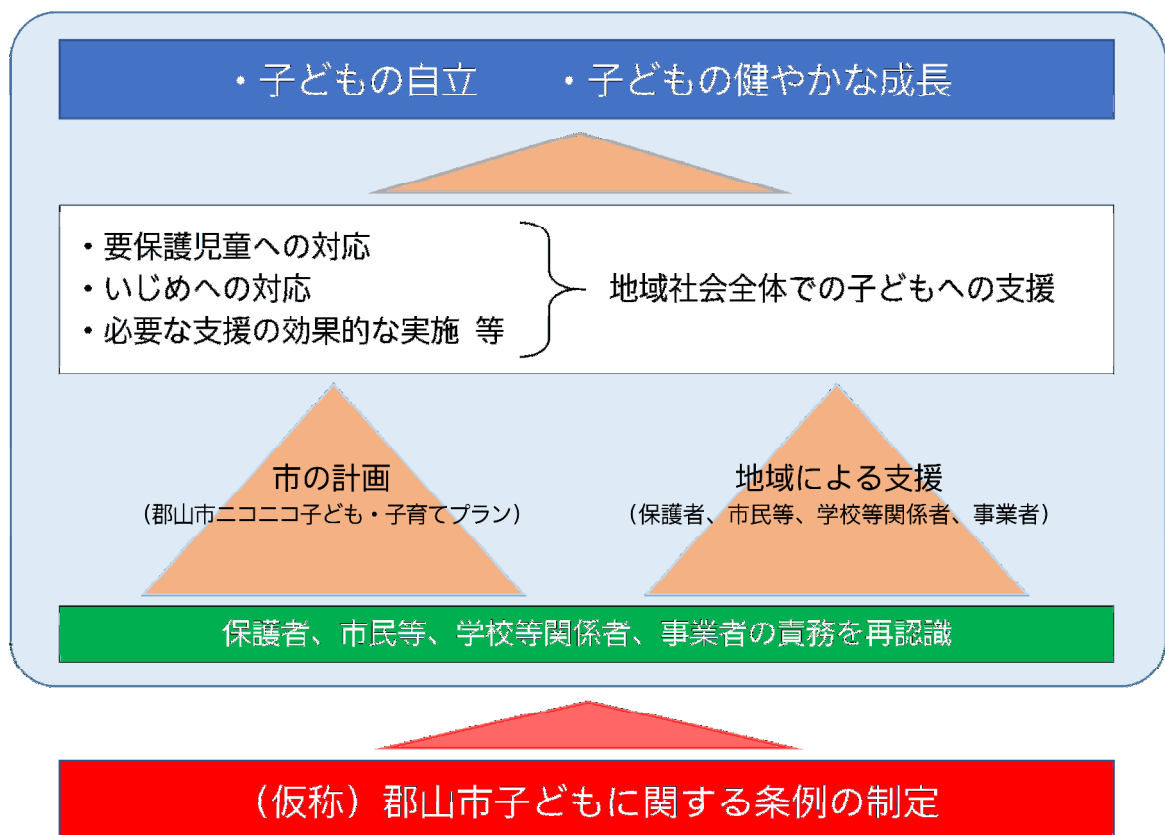


エ 自分が自立していくために必要なこと

大人が自分たちの意見を聴いてくれる
子どもの意見が大人の意見に劣るということはないので平等に扱ってほしい
社会的な役割を与えられ、将来のビジョンについて考える機会を設ける
将来の進路について相談できる
大人が自分の意見を子どもに押し付けない、縛り付けない
子どもたちだけで何かをする機会を設ける
子ども同士が討論する場を設ける

(6) 子どもの自立と健やかな成長に向けて

本市では、条例の制定により、それぞれが自らの責務を再認識し、市は子ども・子育て支援法に規定されている支援事業計画「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」にのっとり子どもへの支援を実施するとともに、地域の方々は、それぞれの責務に沿った様々な子どもへの支援を実施することで地域社会全体でのきめ細やかな支援が可能となり、それにより条例の目的である「子どもの自立と健やかな成長」が達成されます。



(仮称) 郡山市子どもに関する条例 (案)
パブリックコメント関係資料

発行：郡山市こども部 こども未来課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話：024-924-3801 F A X：024-924-3802

メール：kodomomirai@city.koriyama.fukushima.jp